

# 新津商工会議所のご案内

ただいま会員募集中!

〒956-0864 新潟県新潟市秋葉区新津本町3丁目 番 7号  
TEL 0250(22)0121 FAX 0250(25)2332  
Email: n-cc@fsinet.or.jp  
URL http://www.niitsu.or.jp/

## 事業内容

### 意見要望・異業種交流・地域活性化

会員になると対外的信用力がアップします。  
あなたの意見が商工会議所の意見要望活動に  
反映されます。  
取引紹介や斡旋に役立ちます。  
異業種間の交流を図れます。  
地域の活性化に貢献します。

### 情報提供

経営に必要な情報をお届けします。

### 中小企業の経営支援

経営全般を支援します。税務・労務・  
ITなど通常相談の他、中小企業診断  
士・税理士など専門家からの指導も用  
意しています。  
マル経資金をはじめ様々な金融支援を  
行います。会員向け特別融資制度もあ  
ります。  
正しい記帳が身につく、節税にも役立  
ちます。  
労働保険事務を代行します。  
(労働保険事務組合)  
ホームページの製作やメール配信など  
IT化を支援します。  
近くの振興委員がパイプ役になります。

### 人材育成

経営者、従業員のための講演  
講習会、セミナーの実施  
日商簿記などの技能検定の  
実施  
青年部・女性会活動

### 福利厚生

割引料金での健康診断の実施  
各種共済  
会員・優良従業員表彰

入会資格 新津地域内の商工業者や商工会議所の趣旨に賛同していただける方(特別会員)で要件に該当すれば  
法人、団体、個人事業主を問わず入会できます。

年会費 一般会費算定基準により(1)資本金割 (2)従業員数割 (3)店舗面積割の合計額を基準としています。

(例)個人事業主.....従業員を3人雇用している場合 年会費 **5,000円**

法人.....従業員4人雇用、資本金300万円 年会費 **15,000円**

## 平成20年度税制改正のあらまし

- 一 法人税制の改正
  - 1 法定耐用年数の改正  
法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分大括りが行われました。[既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます]
  - 2 公益法人税制の見直し  
公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、公益社団法人及び公益財団法人等に対する課税制度の整備が行われました。[平成20年12月1日から適用されます]
- 二 金融・証券税制の改正
  - 1 上場株式等の譲渡所得等に対する課税の改正  
上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率の廃止  
上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され平成21年1月1日以後は原則20%(所得税15%、住民税5%)とされます。  
特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)とされます。
  - 2 上場株式等の配当所得に対する課税の改正  
上場株式等の配当等に係る配当等の10%軽減税率の廃止  
上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等については、平成20年12月31日をもって10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、平成21年1月1日以後は原則20%(所得税15%、住民税5%)とされます。  
源泉徴収税率の特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等については10%の軽減税率(所得税7%、住民税3%)とされます。  
この場合において、その年中の上場株式等の配当等(同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除く。)の金額の合計額が100万円を超える者については、その超える年分については、その上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用されません。
  - 3 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設  
その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額がある時又はその年の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前にすでに控除したものを除く。)がある時はこれらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択した者に限る。)から控除するものとされます。(平成21年分以後の所得税について適用されます。)
- 三 住宅税制の改正(住宅の省エネ改修促進税制の創設)  
一定の省エネ改修工事等に充てるための住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分について次の控除率で計算した金額を所得税の額から5年間控除出来る制度が創設されました。[平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間の居住分に適用されます。]  
特定の省エネ改修工事に係る工事費用(200万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高...2%  
以外の住宅借入金等の年末残高...1%  
(清文社企画「主要税法取扱便覧」より抜粋)  
ご希望の方には、「平成20年版主要税法取扱便覧」を差し上げます(22-0121)

## 「ひつじ草」鉢 無料配布します!

「新津中央ロータリークラブは、創立30周年事業の一環として、読者の皆様に「ひつじ草」と鉢」の無料配布を行います。

ご希望の方は6月22日(日)1時から14時まで、秋葉温泉 花水にご参集下さい。

なお、先着100名様1グループ1セットとさせていただきます。

